

「環境未来都市」構想について

1 「環境未来都市」構想とは

- (1) 「新成長戦略～『元気な日本』復活のシナリオ～」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）の中において、「21 世紀の日本の復活に向けた 21 の国家戦略プロジェクト」の一つとして位置づけ。
- (2) 低炭素に加え、資源や水の循環等も含めた環境分野全体の問題解決と、健康や医療等の分野など超高齢化社会への対応に関する取組を必須とし、新たな価値を創造しながら生活の質の向上を図る。
- (3) 都市や地域の実情や戦略により、環境と超高齢化社会以外に、適宜、テーマを追加。生活の基盤としての教育や医療・介護、エネルギー、情報通信技術等に関する社会経済システムへの適用のための研究開発、社会実践を集中的に実施し、自律的で持続可能な社会経済システムの構築を図るもので、限られた数の特定の都市や地域において成功事例を創出し、国内外に普及・展開していく。

2 「環境未来都市」構想に係る主な検討経過（気仙は一つ・三首長会議）

年月日	内 容
平成 23 年 7 月 27 日	気仙広域において、再生可能エネルギーを活用した地域振興を図るため、国が進める「環境未来都市」構想への申請について協議
8 月 18 日	国の「環境未来都市」構想と復興特区の申請スケジュール、メガソーラー発電・蓄電事業を中心とした主要事業の案について検討
8 月 30 日	気仙広域において、「環境未来都市」構想及び復興特区への申請に取り組むことについて協議
9 月 5 日	広域連合長（大船渡市長）及び副広域連合長（陸前高田市長）から、平野復興大臣に対し、「気仙広域における再生可能エネルギー導入を含む未来都市としての復興への支援」について提言書の提出
9 月 26 日	「環境未来都市」構想の申請内容及び今後の日程等について協議

3 目指す将来像

- (1) 管内に蓄電システム付大規模ソーラー発電所を建設し、この地で自ら電力を生み、企業や家庭などに安定的に電力を供給して消費する「地産地消型エネルギー社会」の構築
- (2) 超高齢化社会に対応し、高齢者の就業の場や住居、医療・介護施設、店舗等を集積させ、幼児から高齢者まで誰もが暮らしやすいまち
- (3) 蓄電池生産工場やその関連企業の誘致、エネルギー関連産業の集積、第二次産業の振興や医療・福祉、第一次産業、交通などの社会インフラの進展を実現し、住民が安心かつ快適に暮らせるまち

4 「環境未来都市」選定のメリット

